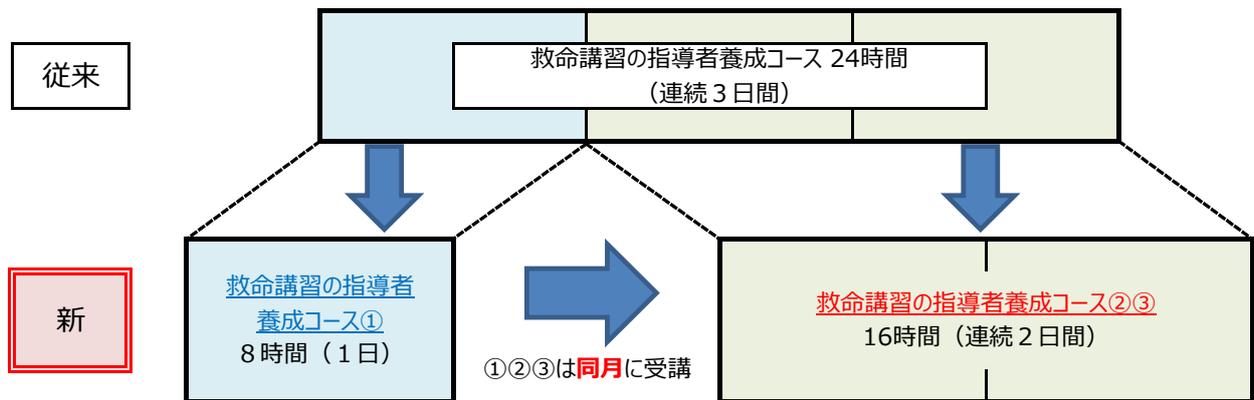


救命講習の指導者養成コースの受講について

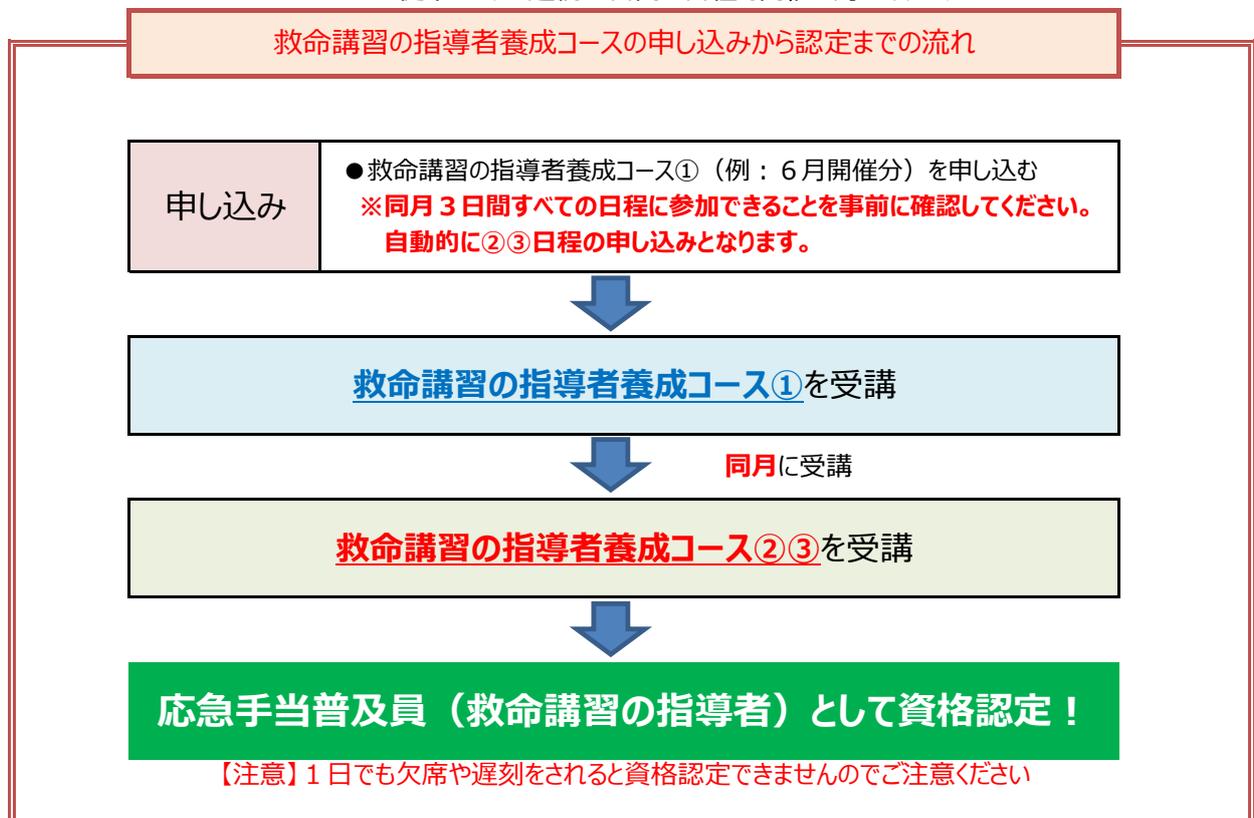
救命講習の指導者養成コースは、平日 3 日間連続受講が必要でしたが・・・

救命講習の指導者養成コース①（1日）を受講して、

同月の救命講習の指導者養成コース②③（連続 2 日間）を受講することで、応急手当普及員（救命講習の指導者）の資格を取得できるようになりました！



※従来どおりの連続 3 日間の日程で開催の月もあります。



※救命講習の指導者養成コース①を受講後、**同月**の救命講習の指導者養成コース②③（連続 2 日間）を受講できない場合は、再度救命講習の指導者養成コース①から受講していただく必要があります。